～使用済小型家電をお持ち込みの方へ～

下記のようなものは回収できませんので、ご注意ください。

家電リサイクル法対象品

・テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

➡家電リサイクル法の対象機器ですので、市で収集・処理ができません。

粗大ごみとして回収しなければならないもの

・電子レンジ、電気（ホット）カーペット、電気毛布

➡上記は小型家電とは別の方法で処理する必要があるため、粗大ごみとしてしか回収できません。

大型家電

・埋立てるしかないごみ袋（30ℓ）に入りきらないサイズの扇風機、掃除機、空気清浄機、ファンヒーター、プリンターなど

➡指定ごみ袋（30ℓ）に入る小型家電のみを対象としているため、入らない場合は粗大ごみです。

お持ち込み時の注意点

・「電池」「バッテリー」「インクカートリッジ」「蛍光灯、電球」はあらかじめ外してください。お持ち込み時に確認し、外れていない場合はお返ししますので、ご了承ください。

・埋立てるしかないごみ袋（30ℓ）に入らない大きさのものは粗大ごみに該当し、小型家電としては回収できませんので、ご了承ください。

・イベント日以外は小型家電の回収をしていないため、お持ち込みしないでください。

・イベント日以外のお持ち込み、放置は不法投棄となります。不法投棄は犯罪となるため、ご注意ください。

亀岡市役所 資源循環推進課　TEL：0771-55-5305